



平成27年度税制改正の概要

平成27年税制改正大綱における、中小企業・小規模事業者に関する税制改正の概要が中小企業庁より発表されました。本稿では、特に注目すべきポイントについて紹介いたします。

詳細は中小企業庁ホームページに掲載されています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150106ZeiseiKaisei.htm>

経済産業省全体の税制改正については、下記ホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2015/141230a/141230a.html

中小企業者等に係る軽減税率の維持、中小企業等への外形拡大の阻止 (法人税・法人住民税・事業税)

○今後のローカルアベノミクスの主役である、地域経済を支える中小企業等については、法人税率を15%に軽減する措置の適用期限を2年延長。

○平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税の導入は阻止。

〈中小企業等に係る法人税率〉

改正概要

【適用期間：2年間(平成28年度末まで)】

○中小企業等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている。

○当該税率は、平成26年度末まで15%に軽減されており(租税特別措置)、平成28年度末まで、適用期限を2年延長する。

【平成27年度】

| 対象 | 法人税法における税率(本則) | | 租税特別措置法における軽減税率 |
|------------------------|----------------|-------|-----------------|
| | 所得区分 | 税率 | |
| 中小企業等 (資本金1億円以下の法人) | 年800万円以下の所得金額 | 19.0% | 15.0% |
| | 年800万円超の所得金額 | 23.9% | — |
| 大企業 (資本金1億円超の法人) | 所得区分なし | 23.9% | — |

〈中小企業等に係る外形標準課税〉

○平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税の導入は阻止。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

○平成29年4月に予定されている消費税率の再引上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置を、所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。



改正概要

【適用期間：2年間(平成28年度末まで)】

○本税制は商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備(※1)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※2)ができるものであり、その適用期限を2年延長する。

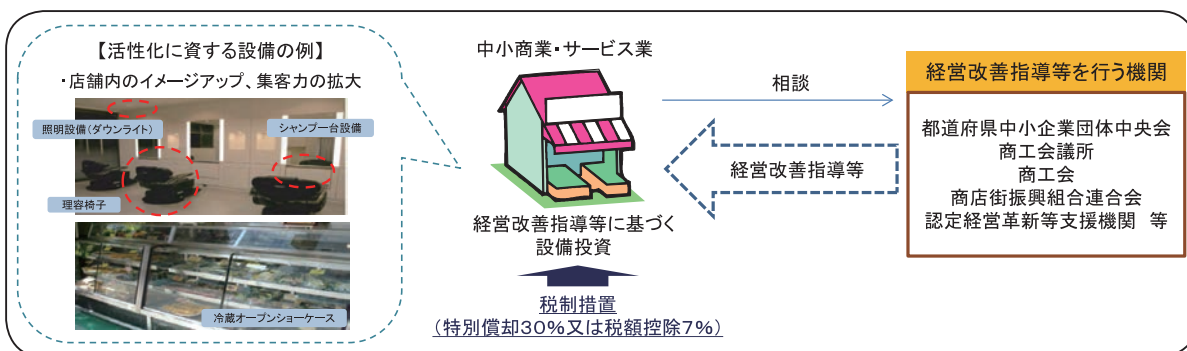
(※1)経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備をいう。

1台30万円以上の器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等)

1台60万円以上の建物附属設備(空調施設、店舗内装等)

(※2)税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る。

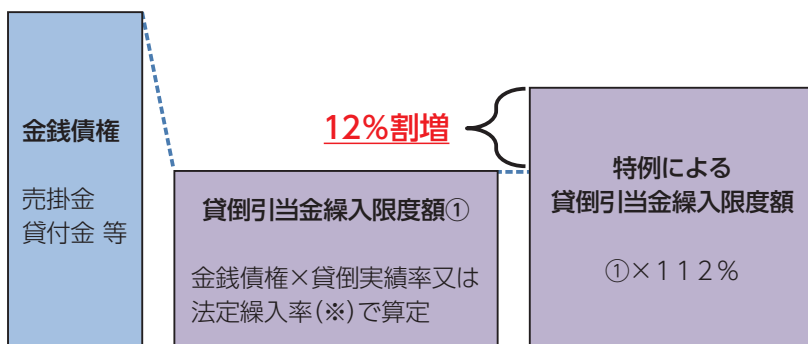
【本税制のイメージ図】



*本税制の対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、また、一部の対象設備については、消費税率引上げ対策と関係がないものを除外するなど、所要の見直しを行う。

中小企業等の貸倒引当金の特例の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

○相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組む事業協同組合等が、取引先の倒産により更に弱体化することや組合員や債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止することによって、組合の健全な発展と組合員の利益保護を図るため、中小企業等の貸倒引当金の特例について、適用期限を2年延長する。



(※)法定繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び事業協同組合等が適用を認められている。

| 業種 | 繰入率 |
|---------|---------|
| 卸・小売業 | 10/1000 |
| 製造業 | 8/1000 |
| 金融・保険業 | 3/1000 |
| 割賦販売小売業 | 13/1000 |
| その他 | 6/1000 |

改正概要

【適用期間：2年間(平成28年度末まで)】

中小企業等の貸倒引当金の特例(貸倒引当金繰入限度額の12%割増措置)について、適用期限を2年延長する。

事業承継税制の拡充

(贈与税、相続税)

○経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制を拡充する。

改正概要

○贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、3代目に対する再贈与を行う場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、本税制を拡充する。

【現行】

○1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合には、猶予されていた贈与税の納税義務が2代目に生じる。このため、3代目への承継が困難。

【改正後】

○1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合(※)には、猶予されていた贈与税の納税義務を免除する。
(※)3代目が納税猶予制度を活用して再贈与を受けること

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大

(商店街・ショッピングセンター等)
(消費税・地方消費税)

- 訪日外国人による日本での買物の消費額は増加傾向にあり、平成26年に消費税免税対象物品を消耗品(化粧品類等)も含めた全品目に拡大するといった環境整備が進む中で、その需要を取り込むため、商店街等において、各免税店が第三者に免税手続を委託(ワンストップ化)することを可能とすることにより、各店舗での手続負担を大幅に軽減。
- これにより、外国人対応について、語学力等の不安がある地方の中小企業等も含め、免税店の拡大が見込まれる。

現行制度

免税販売を行う場合、個別店舗ごとに免税手続を行う必要がある。

改正概要

- 商店街やショッピングセンター等において、各店舗の事業者が行う免税販売に係る手続を第三者に委託(ワンストップ化)することを可能とする制度を創設する。
- 免税手続を委託している複数店舗での購入額を合算して、免税販売の対象とすることを可能とする。店舗における負担を軽減するとともに、外国人観光客等が個々の店舗毎に免税手続を行う煩雑さが解消され、免税制度の利用が促進される。

上記のほか、次の改正が行われます。

◆研究開発税制の強化・重点化

(法人税・所得税・法人住民税)

- 企業のオープンイノベーション(外部の技術・知識を活用した研究開発)を促進し、企業(大・中堅・中小・ベンチャー企業)・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業等の知的財産権の使用料等を対象費用に追加するなど、オープンイノベーション型の抜本的拡充が実現。

◆所得拡大促進税制の拡充

(法人税・所得税・法人住民税)

- 平成29年4月の消費税率の再引上げに向けて、経済の好循環を定着させていくため、平成25年度改正で創設された「所得拡大促進税制」の給与総額増加要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。

◆課税ベース拡大：受取配当益金不算入制度の縮減

- 受取配当益金不算入制度(※)について、現行の持ち株比率の基準を見直し、5%以下の場合は20%、1/3以下の場合は50%、それぞれ益金不算入となる。
- 一方、1/3以下の株式からの配当についての負債利子控除を廃止することで、企業の負担を軽減。

(※)法人が内国法人から配当を受けた場合、その全部又は一部の金額を、税法上益金に算入せず、その法人の税負担を緩和する制度。

◆個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置等の検討

- 個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置については、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

◆信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長(登録免許税)

- 有担保保証に係る中小企業等の利用負担を軽減するため、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

◆消費税の税率引き上げと、軽減税率制度

- 経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とする。社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの信認を高めるために財政健全化を着実に進める姿勢を示す観点から、平成29年4月の消費税率10%への引上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施する。

消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

◆その他

- 小規模共済制度の見直し(共催事由の引上げ等) (所得税、相続税、個人住民税)
- 地方分権に伴う税制措置の事務手続体制の見直し(所得税、相続税、贈与税、個人住民税)
- 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長(所得税、法人税)